

令和5年度 課の運営方針書

公平委員会事務局

1 課の運営方針

【課の使命】

地方公務員法に基づき、職員の勤務条件に関する措置の要求、職員に対する不利益処分に関する審査請求、職員からの苦情相談、職員団体の登録に関すること等、公平委員会の事務を行います。

【課の目標】

- ①定例会の開催
規則どおり毎月開催します。
- ②職員の勤務条件に関する措置の要求に対する審査等
措置の要求が提出された場合は、公平委員会を開催し要求に対する調査、審査、判定等を行います。
- ③職員に対する不利益処分に関する審査請求に対する裁決等
審査請求が提出された場合は、公平委員会を開催し請求に対する調査、審査、裁決等を行います。
- ④職員からの苦情相談の処理
苦情相談があった場合、公平委員会から指名された職員相談員(事務局職員)が相談業務を行い、公平委員会の指揮監督のもと必要な措置を行います。
- ⑤職員団体の登録に関すること
登録事項の変更等の処理を行います。

【行財政改革への取組み】

突発的に発生する措置要求や審査請求等に対して適切に対処するために、事務処理手順を確認し、必要に応じて見直します。

2 担当(係)の使命(果たす役割)

課(事務局)が果たす役割と同じ

3 課の経営資源

(1) 課の体制

職員数	0.15 人	うち	正職員	0.15 人	・	会計年度 任用職員	0 人	人件費	正職員	1,065 千円	会計年度 任用職員	千円
-----	--------	----	-----	--------	---	--------------	-----	-----	-----	----------	--------------	----

※R3職員平均給与(7,103 千円)ベース

※予算計上額

(2) 事業規模

歳入予算額	0 千円	歳出予算額	1,720 千円	(正職員人件費を除く)	担当予算事業数	1 事業
-------	------	-------	----------	-------------	---------	------

4 課の中期目標（優先順）第2次周南市まちづくり総合計画・後期基本計画に掲げられた基本施策を実現するための推進施策

目標	推進施策	実現したい成果（最終目標）
1	その他 （公平委員会事務局）	毎月定例会を開催するとともに、職員の勤務条件に関する措置の要求、職員に対する不利益処分に関する審査請求、職員からの苦情相談などがあれば、地方公務員法に基づき対処します。